

鹿児島県公報

令和3年11月5日(金) 第258号の3



発行 鹿児島県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集 総務部学事法制課
定例発行日(毎週火, 金)

目次

(※については例規集登載事項)

ページ

収用委員会告示

○収用裁決手続開始の決定

(収用委員会取扱い) 1

収用委員会告示

鹿児島県収用委員会告示第2号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、裁決手続の開始を次のとおり決定した。

令和3年11月5日

鹿児島県収用委員会

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道3号改築工事(南九州西回り自動車道「芦北出水道路」・熊本県水俣市ひばりヶ丘地内から鹿児島県出水市明神町地内まで)及びこれに伴う附帯工事並びに一般国道、市道、二級河川、農業用道路及び農業用水路付替工事

3 裁決手続の開始を決定した権利に関係のある土地又は河川の敷地の所在

(1) 収用の部分

権利の種類	権利の目的であり、又は当該権利に関係のある土地、河川の敷地、海底又は水若しくは立木、建物その他土地に定着する物件のある土地の所在	面積(m ²)
漁業権 (第5種共同漁業)	(二級河川米之津川水系米之津川) 下流 右岸 鹿児島県出水市六月田町地内 左岸 鹿児島県出水市下知識町地内 から 上流 右岸 鹿児島県出水市六月田町地内 左岸 鹿児島県出水市下知識町地内 まで	173.27

(2) 使用の部分

権利の種類	権利の目的であり、又は当該権利に関係のある土地、河川の敷地、海底又は水若しくは立木、建物その他土地に定着する物件のある土地の所在	面積(m ²)
漁業権 (第5種共同漁業)	(二級河川米之津川水系米之津川) 下流 右岸 鹿児島県出水市六月田町地内 左岸 鹿児島県出水市下知識町地内 から 上流 右岸 鹿児島県出水市六月田町地内 左岸 鹿児島県出水市下知識町地内 まで	4,178.73

4 当該権利者の氏名及び住所

広瀬川漁業協同組合 代表理事 鳥里一義
鹿児島県出水市緑町39番19号

5 当該権利に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
令和3年10月27日